

使ってもよい漁具と漁法について

鹿児島県漁業調整規則第44条(遊漁者等の漁具漁法の制限)により、一般の遊漁者が海面における水産動植物採捕に使用できる漁具・漁法には制限を設けております。

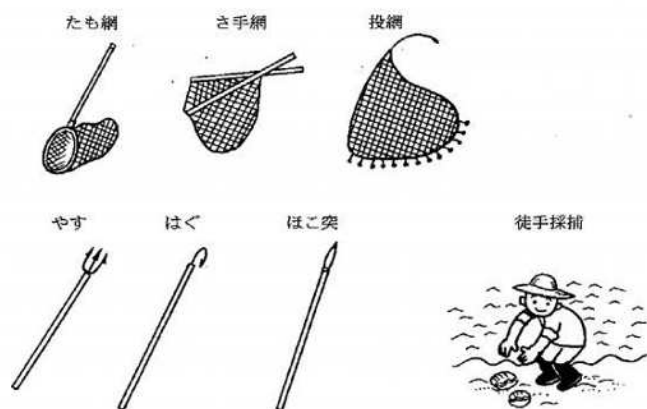
場合によっては、罰則が課される可能性がございますので、十分ご注意ください。

関係法令・規則

- ・ [漁業法 \(RTF: 1.515KB\)](#)
- ・ [鹿児島県漁業調整規則 \(RTF: 778KB\)](#)
- ・ [水産資源保護法 \(RTF: 481KB\)](#)

【利用可能な漁具・漁法】

1. さおづり及び手づり(トローリング、延縄は含まない)
2. たも網及び叉手網
3. 投網(船を使用しないものに限る)
4. はし、ほこ突き、やす
※注以下の道具は「はし、ほこ、やす」には含まれないのでご注意ください。
また潜水器(簡易潜水器(アクアラング等))による採捕も禁止されております。
 - (1) 発射装置(水中銃等)を用いて投射して目的物を突き刺すもの
 - (2) 突き刺した時、柄が手元から離れているもの
 - (3) やすの先端が柄に固定されていないもの
(チョッキ鉈のように先端が柄から外れるものは使用できません。)
5. 徒手採捕(潜水器を使用するものを除く)



[チョッキ鉈参考図 \(PDF: 53KB\)](#)

← (ここをクリックすると、3ページにジャンプします。)

【禁止漁法】

1. 水中に電流を通じて採捕する漁法
2. 毒物を流して採捕する漁法
3. 爆発物を用いて採捕する漁法

【注意点】

これらの制限は、水産動植物の繁殖保護や、秩序ある漁場利用の観点から定められており、資源に影響を与えるなど、必要以上の採捕は行わないようにお願いします。

また、水産動植物のなかには、漁業権の内容になっているものもあり、採捕に当たっては十分注意が必要です。
(例：アワビ、ナマコ、イセエビなどは一般の方が自由に採捕可能な水産動植物ではありません。)

(問い合わせ先)

水産振興課：099-286-3439

よくあるご質問

現在よくある質問は作成されていません。

このページに関するお問い合わせ

商工労働水産部水産振興課

鹿児島県 法人番号：8000020460001

〒890-8577 鹿児島県鹿児島市鴨池新町10番1号

代表電話番号：099-286-2111



●遊漁者は、チヨツキ鉾は使用できません。